

## 6月臨時改定 処遇改善加算 居宅介護支援はCPデータ連携加入などが要件に

厚生労働省は1月16日の社会保障審議会介護給付費分科会で、今年6月の介護報酬臨時改定で拡充される介護職員等処遇改善加算の加算率を示しました。

現行の同加算対象サービスでは、各類型とも加算率を引き上げ。加算(I)と(II)では、「令和8年度特例要件」を満たせば、新設の上位区分(□)を算定できます。特例要件では、▽訪問・通所系でケアプランデータ連携システムへの加入▽施設系では生産性向上推進体制加算IかIIの取得▽社会福祉連携推進法人に所属していること——のいずれかを求めます。なおデータ連携システム加入と生産性向上推進体制加算の取得については、申請時に誓約することでも認められます。

この改定で初めて対象となった訪問看護の加算率は1.8%、訪問リハビリテーションは1.5%、居宅介護支援・介護予防支援は2.1%に設定されました。この3サービスについては、ケアプランデータ連携システムへの加入(令和8年度特例要件)か、処遇改善加算IVの取得に準ずる要件(キャリアパス要件I・II及び職場環境等要件)を求めるます。

### 介護職員等処遇改善加算の加算率(26年6月改定)

サービス区分 (★は介護予防も同様)	I		II		III	IV
	イ	□	イ	□		
訪問介護	27.0%	28.7%	24.9%	26.6%	20.7%	17.0%
夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護	26.7%	27.8%	24.6%	25.7%	20.4%	16.7%
訪問入浴介護★	12.2%	13.3%	11.6%	12.7%	10.1%	8.5%
通所介護	11.1%	12.0%	10.9%	11.8%	9.9%	8.3%
地域密着型通所介護	11.7%	12.7%	11.5%	12.5%	10.5%	8.9%
通所リハビリテーション★	10.3%	11.1%	10.0%	10.8%	8.3%	7.0%
特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定入居者生活介護	14.8%	15.9%	14.2%	15.3%	13.0%	10.8%
認知症対応型通所介護★	21.6%	23.6%	20.9%	22.9%	18.5%	15.7%
小規模多機能型居宅介護★	17.1%	18.6%	16.8%	18.3%	15.6%	12.8%
看護小規模多機能型居宅介護	16.8%	17.7%	16.5%	17.4%	15.3%	12.5%
認知症対応型共同生活介護★	21.0%	22.8%	20.2%	22.0%	17.9%	14.9%
特養、地域密着型特養、短期入所生活介護★	16.3%	17.6%	15.9%	17.2%	13.6%	11.3%
老健、短期入所療養介護(老健)★	9.0%	9.7%	8.6%	9.3%	6.9%	5.9%
介護医療院、短期入所療養介護(医療院、病院等)★	6.2%	6.6%	5.8%	6.2%	4.7%	4.0%

### 【新設】

訪問看護★	1.8%
訪問リハビリテーション★	1.5%
居宅介護支援・介護予防支援	2.1%